宇治市政だより

発行所　宇治市役所
京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話㉒3141(代)
印刷所　KK 新進堂

市民憲章と市歌制定へ

推進協議会設置もきまる

市は、市民憲章と市歌をつくることにし、かねてから計画を進めてきましたが、さる七月二十九日市民会館に市内関係団体の代表者十八人を招いて市民憲章と市歌の制定について意見を伺いました。

市民憲章や市歌は、市民の公徳心や愛郷心を養い、地域社会の生活環境を改善するとともに市民生活の向上をめざすことにあります。憲章は単に制定することに目的があるのではなく、市民共通の目標として市民一人ひとりが、市民憲章と市歌制定の方針を次のように決定するとともに、市民憲章を実践にうつし、市歌を普及する団体として市民憲章等推進協議会をつくり、同日、その会長に市文化協会長の上林積太郎さんを、また副会長には市公民館分館長協議会長の平尚舞一さんと市社会教育委員会委員長の園田弘さんが選ばれました。

市は、さる三月市会で市民憲章と市歌をつくるための市民憲章等制定審議会の設置をきめましたが、市民憲章と市歌制定の方針を次のように決定するとともに、市民憲章制定を諮問する。

市民憲章と市歌の制定方針

①制定の目的

自然美と産業、文化に恵まれた郷土をまもり、明るく住みよい宇治市の建設に寄与する。

②制定の方法

(1)憲章は広く市民の提案をつのる。

(2)市歌の歌詞は一般から公募する。

(3)市歌の作曲は、歌詞決定後専門家に依頼する。

(4)市民憲章等制定審議会を発足させ、市民憲章と市歌の制定を諮問する。

③市民憲章等推進協議会の設置

推進協議会を設け市民憲章と市歌の制定、更に普及実践のための全市民参加の体制をつくる。

④制定及び発表の時期

(1)制定は市議会の議決または承認を求める。

(2)発表は、来年三月一日の市制施行記念日とする。

市内関係団体代表者による市民憲章制定についての話合い

〝みんなで黙禱しよう〟

平和都市推進協議会が呼びかけ

原爆の日と終戦の日に

昭和二十年八月は広島・長崎への原爆投下、太平洋戦争の終結につながった日本の敗戦。この月は世界の歴史に重大な一ページを刻みました。

そして、ことしで二十四回目の夏を迎えます。宇治市平和都市推進協議会（会長＝新市市長）では毎年と同じように市役所前庭の平和の像を囲んで広島と長崎に原爆が投下された六日早前八時十五分と九日午前十一時二分、それと十五日の終戦記念日の正午から各二分間、犠牲者のため黙禱を行ないます。

この日は、市役所のチャイムをならすほか、市内のお寺にも鐘をならしてもらうようお願いします。また市内の事業所にもこの運動の趣旨を伝えて協力を呼びかけます。市民のみなさんもご協力をお願いします。

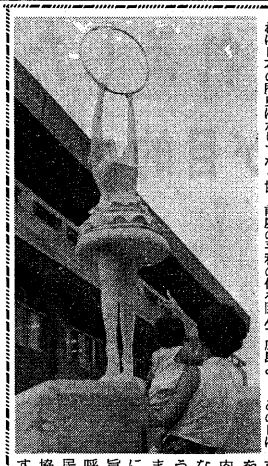

市の将来の発展に備える

進む公共下水道計画

完成後は市民生活も飛躍

宇治市では、住みよいきれいないといえましょう。

街づくりをめざして、都市計画事業の一つである公共下水道事業を計画中であります。

公共下水道は市民の皆さんの文化生活を向上するためには、絶対に切りはなすことができない重要な事業です。下水道が完成すると一個人の利益だけでなくその地域全体の人びとが恩恵を受けることになり、市民の生活環境が飛躍的に向上することが約束されるのです。

上下水道が完備しているかないかによってその国の文化の程度を知る目やすになるといわれるのも、あながちオーバーな表現でなまず市民のみなさんによく認識していただくことが必要です。そこで今回は、公共下水道のしくみについてお知らせします。

はたらきとしくみ

果す役割

公共下水道は、雨水や家庭排水水洗便所の汚水を近代的な処理工場に導き、科学的に処理することにより、カやハエの発生源をなくして伝染病の発生を最小限にくい止めるほか、浸水防止要な役割を果します。

市では分流式を採用

公共下水道のしくみは、図に示しているとおり、下水道（汚水管と雨水管）と終末処理場からなってます。

下水（家庭汚水と雨水）の排除方法には汚水と雨水を一つの下水管で排除する合流式と、下水管と雨水管を別々に布設してそれぞれ汚水と雨水に分けて排除する分流式があります。宇治市の場合は後者の分流式によるものが大半で、一部低地域は合流式になります。

従来家庭の台所や風呂の汚水はそのまま水道を通って、河川へ排出されていましたが、この公共下水道が完成しますと近代的で衛生的な方法により処理されるため、生活環境が飛躍的に改善されることになります。

また、し尿処理はいままでのバキューム車によるくみ取から水洗便所に変ります。

公共下水道事業は先に説明しましたように市民の生活向上に大きく貢献する事業の一つですが、これを実施するためには多額の費用がかかります。この経費は国庫補助金、市費、受益者負担金でまかなうことになります。

私設排水管は個人負担

分流式による公共下水道のしくみは左の図のとおりですが、下水道事業として市が施行するのは汚水管以下の工事です。

この工事が完成しますと、各家庭からの下水道使用の申込みをうけて、指定業者が各家庭から汚水管までの私設排水管と汚水ます等の工事を行ないます。この費用は各家庭で負担していただくことになりますので、市民のみなさんの理解と協力をおねがいいたします。

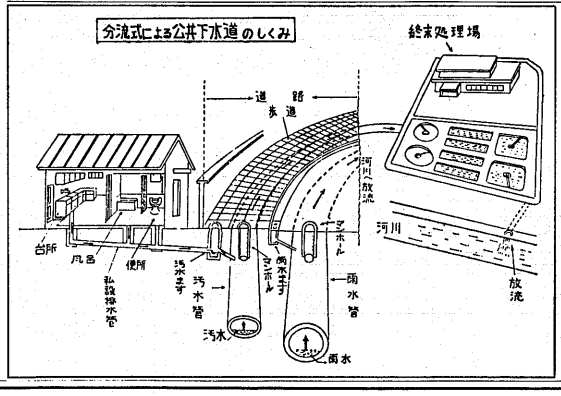

【図の説明】 家庭から排出された汚水（台所や風呂の水、し尿）は太い矢印の方向に汚水ますを通って汚水管に流入し、終末処理場に運ばれ処理場できれいな水にして河川へ放流されることになります。

一方、雨水については、路面の側溝から雨水ますを通り雨水管に流入し、そのまま河川に放流されます。

やいまでたれ流しで河川を汚していた汚濁公害も防ぐなど重

今月の心配ごと相談

定例相談（毎週火曜日）
八月二十日　松阪重一
田島のぶ
八月十九日　岡田小夜子
山本光造
八月二十六日　森忠次
長沢きく
九月二日　井上永吉
森忠次
（時間は午後一時から四時まで）

人権相談（毎月第一木曜日）
九月四日　法務局
入江宗太郎
加藤信夫

家庭問題相談（毎月第二水曜日）
八月十三日　家庭裁判所
九月十日　家庭裁判所
（以上いずれも午前十時から午後四時まで）

法律相談（毎月第二・四木曜日）
八月十四日　芥澤弁護士
平岡舜一
八月二十八日　中井元一弁護士
田中定助
（時間はいずれも午後一時から三時まで）

◎相談場所はいずれも川東公民館です。

今月の出張徴収

八月二十八日（木）
旦椋公会堂・広野公民館
伊勢田公民館・開公民館

八月二十九日（金）
木幡公民館・旧東宇治分室

八月三十日（水）
川東公民館・神明公民館
（時間はいずれも午前十時から午後四時まで）

今月は、市民税二期分、国民健康保険税三期分の納期月です。便利な出張徴収をご利用ください。

市の人口

（44年6月末日現在）

世帯数	27,276世帯
人口	98,295人
男	50,193人
女	48,102人
前月比	292人増

44年6月市人口の動き

出生 214人　死亡 39人
結婚 134組　離婚 13組

新都市計画法が施行されました

秩序ある都市づくりが目的

みんなの力で住みよいまちづくり

新しい都市計画法がさる六月十四日から施行されました。あらましについては、すでに一月号の市政だよりでお知らせしたとおりです。

この法律がめざす理想的な考えは、農林漁業との健全な調和を図り、住民が健康で文化的な都市生活を営むとともに都市活動をフル に発揮できるようにすることです。このために土地の合理的な利用が図られるよう 国や市町村、それに地域の住民がお互に協力して、よりよい都市環境を作るように努力してゆくことを定めています。

都市計画に市民の意見反映

そこで新法では、都市計画の決定権のうち特に重要なものや、他の市町村にまで影響を及ぼすようなものを除いては、大市に市町村にゆだねています。つまり、市や町(住民)自体の意志で計画をつくることにより、そのまま住民の希望や考えを十分に青写真に反映することができることになったのです。

◇

いま、市内の土地所有者や農家のみなさんの間では、市街化区域と市街化調整区域の問題に関心が高まっています。そこで、今月はこの点を中心に現在までに明らかになっている点についてお知らせいたします。

どんどん進む宅地造成（伊勢田町で）

市街化区域と市街化調整区域の決定

市街化区域とは、すでに市街地となったり、また今後十年以内に優先して計画的に市街化を図る地域で、一方市街化調整区域は逆に市街化をはからない地域です。この区域の決定は、将来の都市を形づける基本になることだけに、土地所有者には関心が深いのは当然といえましょう。この「区域」の決定は特に重要なことがらですから決定権は知事にあります。区域を決めるときは、まず知事が市の意見(考え)を聞き、更に京都市計画地方審議会にはかって決めることになります。

市の考え方

市では、〝市の考え〟をまとめるに際しては、新都市計画法の趣旨に合致し、しかも宇治市全体の地形や将来の開発の可能性などを総合的に判断し、検討を加えて結論を出すことになりますが、現在資料の作成や農業団体、その他の関係者の意見を聞く作業を進めている最中で、市としての最終結論を得るに至っておりません。

しかし、最終的には、さる四十二年九月に指定した用途地域が市の将来を決定する青写真であるところから、部分的な差違はあっても大筋としては用途地域に指定された地域が市街化区域、また無指定の地域が市街化調整区域とするのが最もよいのではないかと考えられます。

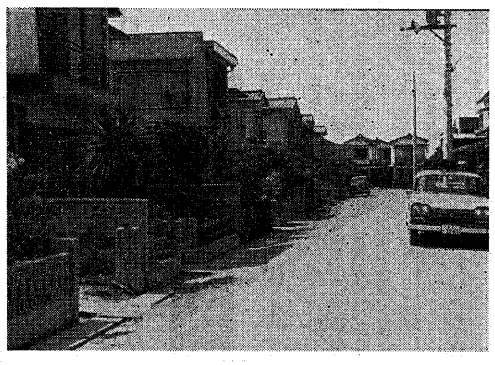

↑新しく誕生した美しい住宅街（小倉町蓮池）

市街化区域

小規模の開発も許可制に

市街化区域では、住居地域、工業地域等の用途地域を指定するほか、道路、公園、下水道、義務教育施設等の計画も定めます。

また美しく、住みよい市街地とするため、この区域内では〇・一ヘクタール未満の土地の開発や市街化調整区域内では許可なしで行なえる土地の開発以外はすべて府知事の許可が必要になります。この場合〇・一ヘクタール以上の宅地造成等の場合は、道路、公園、下水等が一定の規模以上のものを備えていることが必要で、二〇ヘクタール以上では教育、医療、交通施設等が、更に五〇ヘクタール以上になると市長にはもちろん、電気、ガス、鉄道の各事業者と協議することが必要となります。

その他、市街化を進めるための公共投資はこの区域に重点的に行なうことになる反面、農業投資は長期にわたるものは行なわないことになりますが、農業施設の災害復旧、集出荷加工施設、倉庫等の設置や改修、また植物防疫、病虫害防除は、国庫補助の対象となります。

市街化調整区域

市街化調整区域は、市街化をはからない区域であるので開発を おさえることが原則となります。

しかし次の場合は、知事の許可なしで行なうことができます。

① 農林業を営む者の住居の建築
② 農林業用の畜舎、温室推肥舎等の建築
③ 農林業用の建築物で面積が九〇平方メートル以内の建物の建築
④ 道路、河川、八幡、下水道施設の建築
⑤ 都市計画や区画整理事業による開発や国、府による開発
⑥ 仮設建物の建築や既存の建物の敷地内での車庫、物置等の付属建物の建築
⑦ 床面積が一〇平方メートル以内の建物の増改築

そのほか、建物の改築に用途の変さされない建築は知事の許可を受けないでもでき、農産物や林産物の処理、貯蔵加工を行なうための建物の建築などもできます。

一方、知事の許可を受ければできるものとしては、危険物の貯蔵処理に使う建物で市街化区域内では不適当なものや開発区域の面積が二〇ヘクタール以上で計画的な市街化を進めるうえで支障がないと認められるものです。

市街化調整区域内に自分の住居や業務用の建物を建てるつもりで土地を持っているときは、六ケ月以内に知事に届け出て五年以内にその建物を建築する場合に認められます。

市街化区域に指定されると税金はどうなるか

新都市計画法の施行にともない、これについての問いあわせや、投書が市役所に寄せられています。

「市街化区域になると税金がいままでよりも高くなるのではないか」「農地の転用手続きはどうなるのか」など、市民生活に直接影響するものもかなりあります。

この二点について都市建設課にたずねてみました。

まず、市街化区域と、税金の関係ですが、これは、新法が施行された現段階でも国の方ではまだ税制をどのように改正するか最終的な方針が決まっていない状態です。

しかし、税制の考え方としては

① 市街化区域内で、市街地としての環境が整備された地域内の農地や山林はその近くにある宅地と同様の固定資産として資産の評価を行なう。

また、都市計画税は市街化区域に限って徴収すべきだ、などの意見もあります。

② 宅関地税や未利用地税を創設する。これは市街化区域内の有効な土地利用をはかろうとするものですが、もしこのような考え方で税制が改正された場合は市街化区域の税金は相当高くなることも考えられます。

農地転用の手続

市街化区域における農地の転用はこれまでは許可制でしたが、新法では届出制にかわることになり、書類が正しく具備されていれば、当然受理されます。

消火器の購入は信用ある店で

最近、市内の新興団地を中心に消防署員とまぎらわしい服装や言葉で信用させ、消火器を半ば強制的に売り歩いている業者がありました。

今の法規では、家庭用消火器の製造販売についての規制はなく、消火器についての国の検定もありませんので、消火効力の小さい消火器が見受けられても、取締りが困難です。

ある団地では、宇治市消防署員の身分をいつわって、火の元を検査し、「おとなりも買われたのでお宅も買ってほしい」と強制的に売りつけていたそうです。消防署員が消火器を売り歩くことは絶対にありませんし、みなさんのお宅を防火診断するときは、必ず身分証明書を携帯しています。

市消防本部では、市民のみなさんが消火器を購入されるときには次の点に注意されることを望んでいます。

・消火器は信用のある店で買うか町内でまとめて購入する。
・購入のとき、消火器の効力を実験してから決める。
・消火器について、不審な点があれば、消防署へ連絡してください。

新しく決まった農業委員

さる七月十五日、新たに二十六名の農業委員が決まりました。新委員の任期はこれまでの七月二十日から四十七年七月十九日までで、改選後初めての第一回農業委員会で、会長に森懋一氏、会長職務代理者に小林周一氏京都府農業会議員に林藤造氏がそれぞれ選任されました。

農業委員は農民の権利を保護し農業の振興計画をたてたり、生産の増進、経営や農民生活の改善など重要な仕事をしなければなりません。これまでは、ともすれば農地転用などの事務が中心になりがちでしたが、ことしからは、十三人からなる農政部会を設けて、農業の振興と農業公害に積極的にとりくむことにしています。

新しい農業委員は次のとおりです。(敬称略◎印は農政部会員)

〔公選委員〕

上田善之助（48才）
伊勢田町毛語九五
◎上田　弥一（65才）
伊勢田町毛語九二ノ二
太田　茂三（52才）
広野町宮谷八八
◎大石　昌男（46才）
木幡岸ノ内二六
◎北村　庄嗣（43才）
白川川上の谷七一
◎北村　勇蔵（40才）
大久保町山ノ内四九
小林　周一（59才）
菟道河原十
◎清水　哲男（33才）
宇治妙楽二三五
◎多田　滋夫（39才）
五ケ庄寺界道六八
多羅尾房太郎（64才）
槙島町一ノ坪二三五
◎高田　政雄（47才）
槙島町北内二一
◎辻　四郎（43才）
小倉町久保三六
西田　武一（55才）
東笠取平出六三
橋本　九一（60才）
槙島町落合一三
◎畑田　成一（43才）
六地蔵町並四七
森　懋一（64才）
神明石塚七七ノ七
◎妙井新太郎（50才）
五ケ庄岡本四ノ一
山花忠次郎（66才）
宇治善法一八
山口　光雄（67才）
西笠取社出川東四一
◎吉田利喜三（45才）
小倉町寺内四九

〔議会選出委員〕

猪尾　昇（52才）
五ケ庄折坂五
◎江口　辰造（41才）
槙島町一ノ坪六九
太田　孝（51才）
開町四七ノ六
◎瀬口　純一（46才）
二尾勢ノ谷五
羽倉　庄郎（50才）
五ケ庄二番割四五

〔農協選出委員〕

林　寛造（54才）
志津川南組一

（宇治市農業委員会）

火事・救急は119
宇治市消防本部
（切り取って見やすいところに貼ってください）

夏休み後半を元気に

こどものいのちを守る運動を展開中

市内のあちこちで、真黒に陽や休めるためのもので、各自それぞけしたこどもたちが元気に遊んだれの生活プランをたて実行していり、勉強したりしています。こどもたちいることと思います。

夏休みは、本来こどもの心身をいきいきうくつにしばったり、反対に放任してしまうのでなく、夏休みでなければ味わうことのできない楽しさを、この機会に十分経験させてやりたいものです。いつもなら、学校にいってるはずのこどもが家庭で生活するのですから、おとなもこどもの生活を十分理解し、協力することが大切です。

夏休みに入って、各家庭や学校でも、くらしの指導や健康管理、事故防止などについて、十分留意されていることと思います。しかし、夏休みという開放感からくるちょっとした不注意から、思わぬ事故がおこることが予想されます。交通事故、水難事故、悪い遊びなどが待ちうけています。

これまで、京都府青少年問題協議会の主唱による「こどもを交通事故から守る運動」が展開されてきましたが、ことしからは、交通安全対策協議会とも連けいし、こどもを交通事故から守る運動もあわせて行ない、新たに「こどものいのちを守る運動」が展開されています。

二学期を前に、残り半分の夏休みを、こどもの自発性や創造性を育てながら、いかに無事故にすごしたらよいかを考えてみました。思い出深い夏休みにするため、いまいちど、親子そろって、また、地域ぐるみで夏休みの生活を考えてみたいものです。

元気に泳ぐこどもたち（黄檗公園プールで）

規則正しい生活を

四十日間もの長い夏休みは、暑さと開放感のため、不規則な生活になりがちです。ひとりひとりがしっかりと計画をたて、健康や安全に気をつけなければなりません。

▽夏休み前にたてた生活プランにもとずいて、規則正しい生活をする。

▽自主的な学習によって、一学期の学力の補充をするとともに、夏休みの終りになってまごつかないようしっかり勉強する。

▽野外活動の絶好の機会である。レクレーションやクラブ活動、地域の行事に積極的に参加させましょう。

▽危険なあそびやあぶない場所で遊ばせないよう注意するとともに、遊びの行先きや帰る時刻などを聞いておきましょう。

▽休みはこどもといっしょに生活する時間が多くなります。いろいろの問題を家庭で話合うことも、学校や地域と連絡をとって、事故のないよう気をつかいましょう。

▽こどもの自主性を尊重し、自主的な計画・実践・反省によってのびのびと生活させ、悪いことがあれば、親が注意しましょう。

安全な場所以外で泳がない　泳がさない

京都府下におけるこどもの水死事故は、昭和四十一年以来毎年減ってきていますが、それでも、昨年は十一件も発生しています。

水泳は夏のスポーツとしての花形で、遊びとしても、体力を強めるためにも大いに役立ちます。しかし、ちょっとした不注意から生命をうばわれることがあります。事故がおこってからではおそすぎます。次の注意事項はくれぐれも大きな出来ですので、興聖寺の浜あたりから上流には上っていけなかったようです。

員原益軒は「京城勝覧」に「橋姫の社橋のきはにあり。橋より出しの曳後橋ふし見より八幡にくだる。舟のゆく事はなはだ早し、京より宇治にゆきて帰りにはふねにのるべし」と書いていますが、このような宇治川の水上交通も鉄道や自動車の発達にともなって衰退し、いまはまったく見られなくなってしまったのです。

◇　◇　◇

▽宇治川・木津川は危険ですので水泳禁止区域になっています。絶対に泳がないようにしてください。

▽また、用水池や用水路での水泳も厳禁されています。

▽天ケ瀬ダムの放水による水量の急増に十分注意する。水遊び、魚とり、水辺での植物採集などのとき、予告のサイレンに注意し、これに従う。

▽こどもの健康状態や泳ぎの能力に見合った水泳をさせる。

▽その他、水泳場やプールでの注意事項

(1) 一人で泳ぎに行かない。行先を家人に告げる。

(2) 泳ぐ前に、十分準備運動をする。

(3) 長時間つづけて泳がない。

(4) 悪ふざけや危険な遊びはしない。

道路で遊ばない

「夏休みのこどもを交通事故から守る運動」

あらゆる機会を通じて「交通安全」がさけばれているにもかかわらず、ことしの交通事故は例年とくらべて、最悪の状態となっています。また、昨年の夏休み中の事故は、一年を通じて最高で、ことし約半分の三千九件が飛び出しによるものです。また、保護者がついていながらケガをしたのが二十五件、自転車の百メートル以内でケガをしたのが三十九件もあります。これらのことから、家庭での交通安全のつけかいかに大切であるかがわかります。

▽夏休みは自転車の練習をしているこどもをよく見かけますが、広場や公園など安全な場所で練習するよう、周囲のおとなたちは、わかず子と思って指導してやってください。

▽夏のドライブは夏休みも後半に入って、そろそろ夏バテのおこるころです。夏休みは暑さと長期にわたる休暇のため、どうしても生活が不規則になり、食欲不振、暴飲暴食などのため、からだの健康的な生活が乱れやすく、健康を害することがよくあります。

残りの夏休みを元気に楽しく過ごすためにも、きたるべき二学期を健康な体で迎えるためにも、次のような点に十分気をつけてください。

▽夏休みの保健面を考えてみてもやはり、毎日の計画にもとずいて、規則正しく生活することが基本です。気のゆるみから生じた不注意で、病気やケガを招くことがあります。

▽過労にならないよう、十分休養をとる。

▽経口伝染病の多い季節です。食べ物、食器は清潔にし、手洗いを励行する。

▽太陽の恵みの季節です。テレビや扇風機にばかりかじりついないで、積極的に野外に出て海水浴やハイキングを楽しみ強い体力を養いましょう。

▽目や耳の病気など、時間のかかる病気は夏休みを利用して完全に治療しておきましょう。

二学期に備えて強い体力を

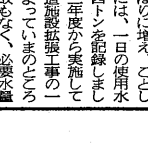

(1) 無理な日程を組まない。

(2) 時間に余裕をもち、行く前にコースをよく検討し、すいている道路を選ぶ。

(3) 定員を守る。

先月二十日から約一ヵ月いっぱい、「夏休みのこどもを交通事故から守る運動」が展開されています。せっかくの楽しい夏休みを悲しい交通事故でつぶされないよう、運転する人もこどもも、そして周囲の人もみんなが気をつけましょう。

上水道の節水を

あいつぐ酷暑で、水道の使用水量はうなぎのぼりに増え、ことしの七月二十日には、一日の使用水量二五、二五四トンを記録しました。昭和四十三年度から実施している第二次水道施設拡張工事の一部完成などによっていまのところ大きな断水事故もなく、必要水量を給水しています。

しかし、朝ノのピーク時（朝九時～十一時、夕方五時～七時）には、一度に大量の水を使用されるため、地域によっては水圧が低下したり、水量が不足して断水するなど、最悪の事態にもなりかねません。水道課としても、断水などによる迷惑をおかけすることのないよう、十分注意して給水にあたりますが、市民のみなさんも、夏における特殊な給水事情をご理解のうえ、水道のご使用にあたって次の点にご協力をお願いいたします。

▽水道栓を開放したまま放置しておかない。

▽朝ノのピーク時のご使用は、できるだけ手早くすませる。

▽自動車の洗車、道路や庭園への撒水などはピーク時をさける。

なお、ろう水を発見された方はお手数ですが、水道課まで通報くださるようおねがいいたします。

児童遊園を大切に

宇治市には、五十の児童遊園、四つの児童公園、二つのチビッ子広場があります。

夏休みに入って、これらの児童遊園やチビッ子広場は、こどもたちの遊び場として大いに利用されています。しかし、この遊び場がややもすると心ない者によって、こわされることがあります。児童公園は、よい子さんみんなが楽しく遊ぶところです。プランコやすべり台は大切に使うようにしたいものです。

（福祉事務所）

絡協議会事務局（城陽町青谷小学校）までお問合せください。

（社会教育課）

ふる里の年輪　文化財をさぐる

文化財愛護協議会常任幹事　若原英式

宇治川は両岸にそばだつ急峻な山々を縫うように流れる急流で、むかしから、その自然美は名高く、いまも宇治川ラインの名で親しまれています。

また、琵琶湖から流れる唯一の川として、貴重な水路でもあります。奈良東大寺を建立するときには、近江の木材を宇治川に流して良椋池に運び、さらに木津川をきかのぼって、木津に陸揚げしたと伝えていますが、これは流木、または筏で運んだものです。江戸時代になっても「水石相戦い波激浪雪の飛ぶがごとく雪のめぐるに似たり。声山谷に響いて人語を乱る……」（宇治行）と述べているように、天ケ瀬の吊橋から上流は、とても水上交通ができるところではありませんでした。古い宇治川絵図にも鹿跳（しとび）、かけはしの滝、四十岩、不動岩などの名が記されて、その激流ぶりを示していますが、大正十三年の旧大峰ダムの完成で、その急流の半分は緩められ、さらに、現在の巨大な天ケ瀬ダムによって水中に没してしまいました。

天ケ瀬は、むかし甘樫が浜と呼ばれて、上流の浮島は崇町方面から出荷する柴や炭を小舟に積んで伏見へ下ったところで、その小舟を「宇治の柴舟」と言い、宇治川の風物の一つとして古歌に詠まれて有名になりました。

暮て行く春の淀はしらぬとも
霞におつる宇治の柴舟
　　寂蓮（新古今集）

この歌は、むかし宇治川がとうとう巨椋池に流入していたころへ、柴舟が下るのさまをほうふつさせてくれます。この柴舟は底の浅い小舟で、川幅は狭く、親子そろって、また、いたことがわかります。また、

宇治川の柴舟

むかしは重要な水上交通路

伏見から興聖寺浜まで運行していたことがわかります。

右の外在々浜遠近舟賃不同あり

と、その舟賃が記されています。これから、当時十二橋の舟がどこへ、柴舟が下るのさまは現在の金額十二万五千円ほどで、伏見から興聖寺浜まで運行

一、同所より興正寺まで　四文八分
一、同所より興正寺まで　五文六分

▼宇治川周辺と天ケ瀬発電所納涼見学会

日時：八月二十三日（土）　午後一時
集合：市民会館前
費用：実費（宇治川まで）

ペットネームは「そよかぜ号」

10月から自動車文庫

市民会館図書室で熱心に勉強

市民会館図書室で、十月から巡回を始める自動車文庫のペットネーム（愛称）を一般から募集していましたが、応募六十五点のなかから審査の結果、坂下竜永さん（三）の作品「そよかぜ号」が入選しました。

そよかぜ号は、千冊程度の本を収納する本棚を積みこんで、市内の各地を定期的に巡回し、こどもたちや忙しい家庭の主婦が気軽に読書に親しんでもらうように設けるもので、これで、いままで市民会館図書室まで出向けなかった人たちが、ちかくまで図書室が開放されるようになります。

なお、そよかぜ号の巡回場所や日程は決まりしだい新聞紙上や市政だよりでお知らせいたします。

山城地方同和教育研究集会

ことしは同和対策事業特別措置法が制定され、同和行政にとっては歴史的な年です。

そこで、八月十七日（日）市立大久保小学校に、山城地方の教育関係者が集って、同和教育の研究集会を開催します。

ことしは、「差別の現実から深く学び、生活を通じて未来を保障する教育を確立しよう」をテーマにとりくんでいます。それぞれの地域や学校での生活の現実や同和教育のとりくみ、研究の成果を交流しあうことにしており、具体的な事実を通じて、不十分な点や認識のあやまりを正し、地域の課題にこたえる同和教育を確立することを目的にしています。

この集会は、同和問題にとりくむのによい機会です。参加を希望される方は、山城地方同和教育連

拠出年金の種類

いずれも不時への備へ

〔その2〕

国民年金制度には、拠出年金との孫または、弟妹については二〇才未満）をかかえているとき福祉年金がありますが、前号ではそのうち拠出年金の老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金について説明しました。

今回は、準母子年金、遺児年金、寡婦年金、死亡一時金について説明します。

準母子年金

▼支給要件

保険料納付期間（免除期間も含む）が一定以上ある祖母または姉が夫、男子たる子、父または祖父に死別し、十八才未満の子（廃疾うけた場合は支給されません。

▼年金額

①子どもが一人の場合＝五五、二〇〇円

②二人以上の場合＝二人目から一人につき四、八〇〇円を加算

遺児年金

▼支給要件

保険料を一定期間納付（免除期間も含む）した父または母に死別した十八才未満の子（廃疾の子については二〇才未満）が遺児になったとき。ただし、死亡一時金を制度です。つぎのような人は届け出る義務があり、また、市役所から通知しませんので、該当者の方は市役所保険年金課まで届け出てください。

(1)資格喪失の届出

国民健康保険、国民年金に加入している方で、新しく健康保険や厚生年金保険ができた方。

(2)資格取得の届出

会社を退社して健康保険、厚生年金保険がなくなった方。

なお、手続きがおくれますと、保険料をさかのぼってお支払い願ったり、せっかくの年金をもらえなくなることがありますので、とくにご注意ください。

なお、国民健康保険の届出には資格喪失証明書か取得証明書（健康保険証でもよい）が必要ですので、健康保険組合か事業所で発行してもらってください。

（保険年金課）

▼年金額

①老齢年金の場合と同様に計算した額の二分の一

②最低保険＝三〇、〇〇〇円

③子どもが二人以上の場合＝二人目から一人について四、八〇〇円を加算

寡婦年金

▼支給要件

老齢年金の支給をうける要件を満たしている夫が十年以上結婚生活を続けていた妻夫と死別したとき、六〇才から六五才までの期間支給されます。

ただし、死亡一時金をうけた場合は支給されません。

▼年金額

夫がうけるはずであった老齢年金額の二分の一

死亡一時金

▼支給要件

保険料を三年以上納めているものが年金をうけることなく死亡したとき、その遺族に支給されます。

▼死亡一時金の額

保険料納付期間によって、それぞれ異ります。最低五、〇〇〇円（三年以上十五年未満）から最高五二、〇〇〇円（三五年以上）。

このように、拠出年金には多くの種類があり、それぞれ取扱いが異っています。くわしくは、保険年金課へおたずねください。

なお、現在国会においては、国民年金給付の水準引上げと年金による保障の対象者の拡大を主眼とした、夫婦二万円年金等の実現にむけての国民年金法一部改正案が審議されておりますので、改正後追ってお知らせいたします。

さっそく救急作業に活躍

ライオンズクラブから救急車の寄贈

さる七月一日、宇治ライオンズクラブ（会長＝西村光雄さん）から、救急車ライオンズ二号の寄贈を受けました。

これまで、宇治市の救急出動は、昭和四十年に同じくライオンズクラブからいただいた二号車が活躍しており、人口の急増とともに、交通事故など緊急業務が増えてきています。このように救急車の必要なときに、ライオンズ二号の寄贈を受けたわけで、さっそく活動をはじめました。

この新しい救急車は、酸素吸入器、人工蘇生器、消毒用水など車内で応急手当のできる設備を積んでおり、一度に二人の患者を運ぶことができます。

市消防本部では、この新しいライオンズ二号を主体に活躍させることにしており、救急車の正しい操作法など、救急訓練に万全を期しています。二台のライオンズ号が市民のみなさんの生命の安全に大きな力を発揮することでしょう。

↑寄贈されたライオンズ二号と訓練にはげむ救急隊員

健康保険と年金の届出を

市政案内

三才児の健康診査

今回の三才児健診の該当者は、昭和四十一年四月一日から同年九月三十日までの出生児です。三才児のころは幼児の発育にとって大切な時期ですので、専門医の方に一度ご相談ください。

◉診察時間はいずれも午後一時三十分から四時三十分の予定

◉日程は左の表のとおり

三才児健康診査日程

月日	曜	対象地区	検診会場
9.16	月	六地蔵	木幡公民館
9.17	火	木幡	〃
9.18	水	五ケ庄	大和田公会堂
9.19	木	莵道	〃
9.22	月	小倉	小倉幼稚園
9.24	水	小倉	〃
9.25	木	小倉・蔭山	小倉公民館
9.26	金	伊勢田・勢田・羽拍子	開公民館
9.29	月	大久保	広野公民館
9.30	火	広野	〃
10.1	水	宇治	宇治労働セッツルメント
10.2	木	神明・槇島・志津川	〃
10.3	金	上記の児童も含む	〃

ツベルクリン反応とBCG予防接種

結核予防法によって、乳幼児および三才未満の人はツベルクリン反応検査および、BCG予防接種を受けなければなりません。該当者は必ずもよりの場所で受けてください。（ただし、学校、幼稚園、保育所の児童生徒、および各事業所の従業者は各施設で実施

・料金は無料です。

・日程は左下の表のとおり

ツベルクリン反応検査

月日	時間	場所
9.2	9.30~10.00 10.30~11.30	笠取第2小学校 〃　小学校
9.3	9.30~11.00	広野公民館
9.4	〃	小倉幼稚園
9.8	〃	大和田公会堂
9.9	〃	宇治市役所
9.10	〃	且椋公会堂
9.16	〃	木幡公民館
9.17	〃	伊勢田公民館
9.18	〃	開公民館
9.22	〃	小倉公民館
9.24	〃	紫ヶ丘公民館

B.C.G予防接種

月日	時間	場所
9.4	13.30~14.00 14.30~15.30	笠取第2小学校 〃　小学校
9.5	13.30~15.00	広野公民館
9.6	〃	小倉幼稚園
9.10	〃	大和田公会堂
9.11	〃	宇治市役所
9.12	〃	且椋公会堂
9.18	〃	木幡公民館
9.19	〃	伊勢田公民館
9.20	〃	開公民館
9.24	〃	小倉公民館
9.25	〃	紫ヶ丘公民館

七日から宇治労働学校開校

京都府と宇治市、城陽町、久御山町が共催して、八月七日から「宇治労働学校」を開校します。

この労働学校は宇治地方ではじめてのもので、働くものが働らきながら理論と教養を高めるために設けるものです。現在では、働くものが政治への関心を高め「考える労働者」でなければなりません。

授業内容も現代を理解し、正しく強く生きるために必要なテーマで、学習資格は問いませんので、多数ご参加ください。日程とテーマの内容は次のとおりです。

▽八月七日（木）開講式、「憲法と私たちのくらし」

▽八月九日（土）十日（日）キャンプ（炭山キャンプ場）

▽八月十八日（月）「労働組合の任務とその活動」

▽八月二十二日（金）「物価と賃金」

▽八月二十五日（月）「ものの見方、考え方」閉講式

◉時間はいずれも午後六時から午後八時（ただしキャンプは午後一時から）までです。場所は府立宇治労働セツルメントです。

くわしくは、府宇治事務所庶務課（㉑二一〇）宇治労働セツルメント（㉑三三一五）へお問合せください。

農薬の空中散布

21・22日に巨椋池干拓田を中心に

宇治市空中散布推進協議会（会長＝新庄市長）では、ことしも例年のとおり、八月二十一日と二十二日の両日、巨椋池干拓田周辺において、ヘリコプターによる水稲農薬空中散布事業を行ないます。

この事業は、水稲の害虫を一斉に防除し、農業の省力化・農業の近代化を促進し、農業生産力を高めるために行なうものです。また最近のはげしい都市化現象で自然の美味を味わうための〝天文のタベ〟を開きます。

この天文のタベは、宇治天文研究会と宇治市公民館が共催して、八月二十三日（土）午後二時から夜の十時まで（ただし、雨天の場合は二十四日に延期）宇治市民会館で行ないます。対象者は小学生以上の市民の方で、とくにお母さん方の参加を予定しています。

天体観測については、天体についての図示解説、天体スライドによる指導をするほか、直径二十センチの望遠鏡および四台による観測会も行ない、月、木星、火星などを観察することにします。

（社会教育課）

天文のタベ

宇宙時代に生きる青少年に、天体への興味を抱かせ、天体という自然現象から情操を培うため〝天文のタベ〟を開きます。

この天文のタベは、宇治天文研究会と宇治市公民館が共催して、八月二十三日（土）午後二時から夜の十時まで（ただし、雨天の場合は二十四日に延期）宇治市民会館で行ないます。対象者は小学生以上で希望の方は、一〇〇円を添えて福祉事務所又は各地区の会長さんまで申込んでください。

喜老会会員の方は各地区の会長さんまで申込んでいただくことになっています。会員以外六〇才以上で希望の方は、一〇〇円を添えて福祉事務所又は各地区の会長さんまで申込んでください。

二十四日から老人大学

今年も市内のおとしよりたちがはけしい社会の動きにおくれないようにと、八月二十四日から二十九日まで午前中、市民会館等で各界から講師を招いて勉強します。

喜老会会員の方は各地区の会長さんまで申込んでください。

▽八月二十一日（木）▽菟道（平町、丸山、車田）▽宇治（川東）▽宇治（宇治橋通り、県通り、塔の川、都計道路、国鉄駅前、伍町、池殿、今内、六番町、平等院通り）▽白川

▽志津川

八月二十五日（月）▽宇治（本町通り、谷ノ辻善法、折居道、権現町、矢落、里尻、小桜、戸ノ内、若森、若宮）

八月二十六日（火）▽宇治（西町、東町、社町

日レ野神社宅、坂井戸）

八月二十七日（水）▽宇治（日レ琵琶社宅）

八月二十八日（木）▽羽拍子町（国道筋を除く）▽神明

八月二十九日（金）▽開町▽広野町（三軒家、八軒家、宮谷、開南町、旧神明駐在所から国鉄踏切まで、一丁目～二丁目一里山、▽広野町（三丁目～五丁目、円蔵院前、大亀茶屋、源氏ケ丘、翠光園、朝日ケ丘）▽大久保町（大竹町、錦町、橘町、事業団宿舎）

九月二日（火）▽大久保町（京銀前から自衛隊前までの府道、且椋、平盛、田原団地、緑ケ原）

九月三日（水）▽伊勢田町（伊勢田口以南の国道筋、伊勢田口からウトロまで、毛語、中山、若林、大谷元町）▽羽拍子（国道筋）▽小倉町（中央台）

九月四日（木）▽伊勢田町（北山）▽小倉町（中畑、向陵園、神楽田）

九月五日（金）▽宇治（平白）▽小倉町（近鉄以東の小倉町、浦和、山際、大京）

九月八日（月）▽小倉町（浦和、蓮池、大和町ゆかり）

九月九日（火）▽槙島町（東目川、西目川、南落合、一ノ坪）

九月十日（水）▽宇治（蔭山団地、日レ蔭山社宅）▽槙島町（上、中、下、下村）

八月十一日（月）▽六地蔵（柿ノ木町を除く）▽木幡（御蔵山、北御園）

八月十二日（火）▽木幡（御園、陣ノ内）

八月十三日（水）▽六地蔵（柿ノ木町）▽木幡（登り、花揃、赤塚、平尾、北山畑、桧尾、北畠、旭ケ丘、桐ケ丘、さつきケ丘、大瀬戸、西中、東中）

八月十四日（木）▽木幡（山手町、南山畑）▽五ケ庄（広岡谷、宇治小前から木幡南端までの府道）

八月十八日（月）▽木幡（御陵道以南の旧道）▽五ケ庄（広芝本通り、四ツ池住宅、宇治小前から隠元橋まで、梅林、野添、岡谷）

八月十九日（火）▽五ケ庄（大和田、西浦、三番割、府道筋新開、京大宿舎）

八月二十日（水）▽五ケ庄（府道筋福角、折坂平野、新田、新開、宇治園、福角住宅、新茶屋上村、岡本、一里塚）▽菟道（三室戸、大鳳寺、京阪三室戸住宅）

八月二十一日（木）▽菟道（平町、丸山、車田）▽宇治（川東）

八月二十二日（金）▽宇治（宇治橋通り、県道筋）

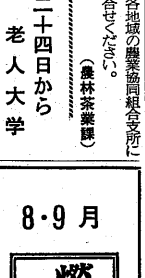

8・9月

8ミリ映画技術講習会

告示号でお知らせいたしました8ミリ映画技術講習会の日程を次のとおり変更して開催します。

この講習は、初歩からのわかりやすい講習会ですので、だれでも気軽におこしください。

▽八月九日　午後七時から十時

・8ミリ映画の基礎知識

▽八月十六日　午後七時から十時

・8ミリ映画の基礎技術

▽九月七日　午後一時から五時

・基礎技術と知識のまとめ

▽場所　市民会館

▽参加申込み　八月七日までに宇治市公民館（市民会館）へ

（農林茶業課）